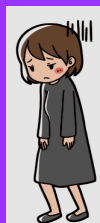
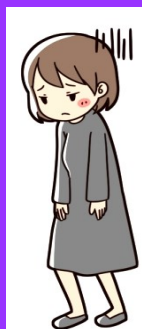


①

# ストップDV!



DVとは、

配偶者や恋人など、  
親密な関係にある相手から  
ふるわれる**暴力**です



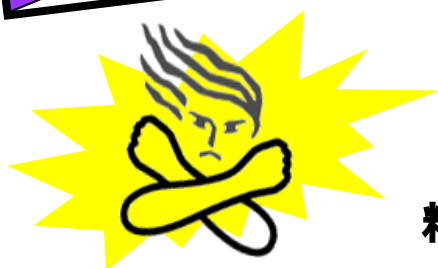
なぜ、大切な人に  
暴力を  
ふるうのですか？

暴力をふるうことで  
相手より優位に立ち、

相手を思い通りに**支配したい**からです

ばかにしたり、どなったりするのも  
暴力ですか？

それは  
**精神的暴力**です  
度が過ぎた束縛や、  
経済的に追いつめるのも暴力です



あなたや、親しい人を守るために、  
DVについてぜひ知ってください

精華町役場 人権啓発課 ☎ 0774-95-1919



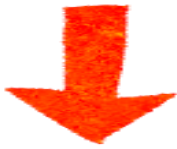
②

私、  
彼になぐられたことはないから、  
DVじゃないの…



えっ？  
DVは「なぐる」だけじゃないよ

人格を否定するような  
ひどいことを言うのも  
DVだよ。



## DVの種類

### 精神的暴力

- ・大声でどなる、おどす
- ・ばかにする、無視する
- ・人格を否定する
- ・何を言っても無視する

### 社会的暴力

- ・友人とのつきあいを制限する
- ・電話やメールをチェックする
- ・行動をチェック・制限する
- ・周囲から孤立させる

### 経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・支出をこまかくチェックする
- ・あなたに借金をさせる

### 身体的暴力

- ・なぐる、ける、物を投げつける
- ・刃物を突きつける
- ・引きずり回す、首をしめる

**DVの目的は  
相手を支配すること**

### 性的暴力

- ・セックスを強要する
- ・避妊に協力しない
- ・中絶を強要する

### 子ども・実家を巻きこんだ暴力

- ・子どもの目の前で暴力をふるう
- ・子どもや実家に危害を加える、と言っておどす

③

でも…  
彼、優しい時もあるから…  
DVじゃないの



えっ？  
それ、DVのサイクルじゃない？

いつとき 優しくなっても  
自分の思い通りにならないと、  
またDVをくり返してない？

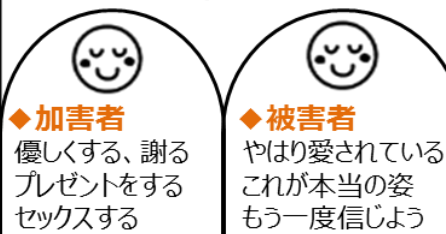


## DVのサイクル

### ハネムーン期

平和・優しい

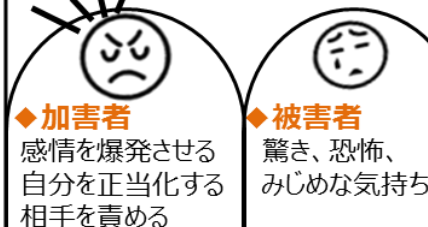
\*ハネムーン期がない場合もあり、すべてのケースにあてはまるわけではありません。



暴力は  
くり返され  
エスカレート  
する

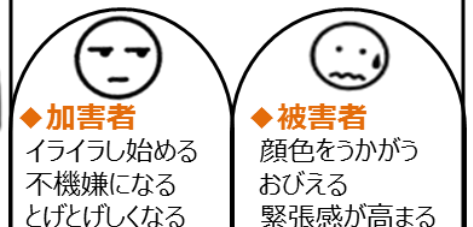
### 爆発期

激しい暴力！暴言！



### 緊張期

イライラ・怖い…



その優しさは、  
ニセモノです。  
愛している人  
に、暴力をふる  
いますか？

④

ただの夫婦げんかなの…  
私のがまんすればいいの  
DVじゃないの…



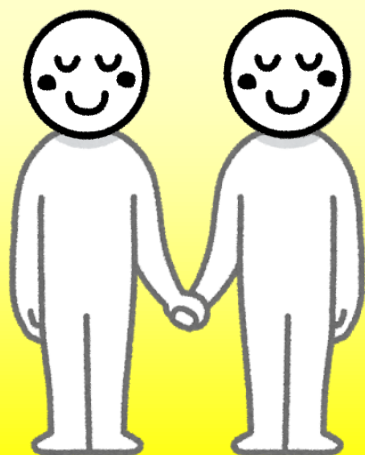
えっ…  
でも、話を聞いていると、  
まるで王様と家来みたいで…

夫婦げんかって、  
もっと対等に  
やりあえるものじゃないの？

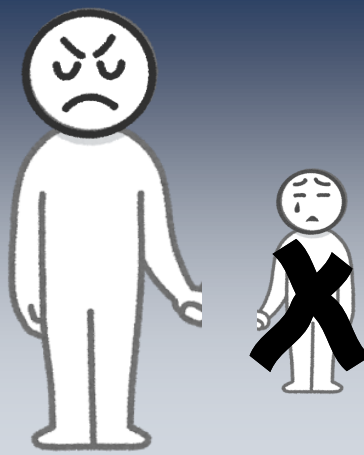


## パートナーとは「対等な関係」ですか？

**対等な関係 怖い**



**上下(主従)関係 怖い**



**上下関係では、DVが  
おきやすくなります !!**

DVは、力の強い者から弱い  
者に対して 一方的に加えら  
れる暴力です。

互いに対等な立場で意見や  
気持ちをぶつけあう夫婦げ  
んかとは全く違います。



⑤

私さえがまんすればいいの…  
子どもは たたかれてないから  
大丈夫なの…



えっ…  
子どもはすごくよく見てるよ。  
そして、とても傷ついてる…  
怖くて、悲しくて…

子どもが親の姿を見て、  
暴力を学んでしまうこともあるというよ。



**DVと 児童虐待が 同時に行われている場合があります**

**DV家庭の子どもたちは傷ついています**

**DVがある家庭の  
子どもの気持ちは…**

パパ(ママ)が いつ怒るか  
わからないから、静かにしてなきゃ…

**不安**

家で起きていることは、  
誰にも言えない…

**孤立・孤独**

**混乱**

この悲しい・つらい気持ちを  
誰もわかってくれない…

**間違った性的価値観**

男の人は女の人に(女の方は男の人に)  
暴力をふるってもいいんだ…

優しい時もあるのに、  
暴力をふるうのはなぜ…

ママ(パパ)は、私のことを  
守ってくれない…

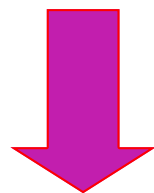


**自責の念**

パパがママを(ママがパパを)いじめるのは、  
ぼくが悪い子だからだ…



**子どもがDVを  
見ている  
聞いている状況  
(面前DV)**



**子どもへの虐待  
です(心理的虐待)**

⑥

私がダメだから…  
DVされてもしかたないの。  
彼と別れたら生きていけない…



あなたのどこがダメなの？  
彼にそう思い込まされてるだけ。  
あなたはすてきな人よ。

DVされていい人なんていない。  
DVは、する方が悪いんだよ。



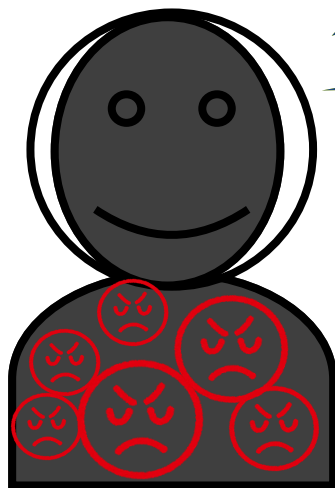
**どんな理由があっても、暴力は許されません**

パートナーの小さな落度を責め、  
自責の念や罪悪感を持たせ、

パートナーの自信を失わせ、  
自分はダメな人間だと思わせ、

「自分が悪いからDVをされてもしかたがない」  
「ひとりでは生きていけない」と思わせる。  
もう、パートナーは自分の言いなり

DVに気づいてください。  
DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。  
暴力は、ふるった方に責任があります。  
パートナーの意思を尊重するという考えがないのです。



⑦

もう、どうしたらいいのか…  
体調も悪くて、  
考えがまとまらないの…



あっ、もう帰らなきゃ！！  
「どこ行ってたんだ！」って怒られる  
どうしよう…どうしよう…

大丈夫？  
あなたが心配…  
一度相談に行ってみない？  
よかったら一緒に行くよ。



## DV被害を受けていると、こんな症状が…

- ・自信がなくなる
- ・無力感
- ・不安・絶望
- ・生きる気力がなくなる
- ・孤独・無力感
- ・自分を責める
- ・集中力・意欲の低下

- ・不眠・頭痛・胃痛・動悸…
- ・うつ病…
- ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)

- ・職を失う・人間関係を失う…

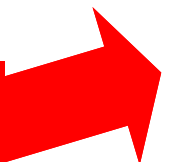
- ・けが・骨折
- ・やけど
- ・望まぬ妊娠
- ・中絶・流産



がまんしていても、  
何も変わりません。

まずはご相談ください。  
一緒に考えましょう。

DVの  
相談先



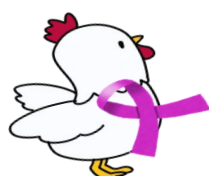
# ⑧ DVなどの相談機関

ひとりで悩まず、まずは相談してみましょう！  
緊急時・危険を感じたら、迷わず110

緊急の場合は  
迷わず110番！



| 相談機関名                   |                                        | 電話番号                                                        | 開設日時                                                           | 方法       |
|-------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------|
| 男女<br>共通                | ●配偶者暴力相談支援センター                         |                                                             |                                                                |          |
|                         | 京都府家庭支援総合センター                          | DV専用電話<br>075-531-9910                                      | 毎日 9:00～20:00（電話相談）<br>月～金 9:00～16:00（面接相談）                    | 電話<br>面接 |
|                         |                                        | ＊必要に応じて一時保護を行っています。<br>＊DVに関する緊急の通報・相談は24時間受け付けています。        |                                                                |          |
|                         | 京都府南部家庭支援センター                          | DV専用電話<br>0774-43-9911                                      | 月～金 9:00～17:00<br>（祝日、年末年始を除く）                                 | 電話<br>面接 |
|                         | ●京都府警察総合相談室<br>（京都府警察本部）               | 075-414-0110<br>（または #9110）                                 | 月～金 9:00～17:45（祝日を除く）                                          | 電話<br>面接 |
|                         | ●京都ストーカー相談支援センター<br>（京都府警察本部）          | 075-415-1124                                                | 毎日 24時間受付                                                      |          |
|                         | ●木津警察署 生活安全課                           | 0774-72-0110                                                |                                                                |          |
|                         | ●精華町役場 人権啓発課                           | 0774-95-1919                                                | 月～金 8:30～17:15<br>（祝日、年末年始を除く）                                 | 電話<br>面接 |
|                         | ●精華町こころの相談室                            | 0774-98-3909<br>（予約専用電話）<br>月～金 10:00～16:00<br>・祝日、年末年始を除く  | 相談日：月4回<br>＊相談日は町広報誌「華創」やホーム<br>ページにてご確認くださいか、直接お<br>問い合わせ下さい。 | 面接       |
|                         | ●京都性暴力被害者ワンストップ相<br>談支援センター 京都SARA（サラ） | 075-222-7711                                                | 毎日 10:00～22:00                                                 | 電話<br>面接 |
| ●DV相談ナビ<br>（内閣府男女共同参画局） | #8008（はれれば）                            | 発信場所から最寄りの相談機関に<br>電話が自動転送されます。                             | 電話                                                             |          |
| 女<br>性                  | ●京都府男女共同参画センター                         |                                                             |                                                                |          |
|                         | 女性相談・労働相談                              | 075-692-3437<br>・面接相談は予約制<br>・12:00～13:00、水曜、<br>祝日、年末年始を除く | 月・火 10:00～19:00<br>木・金・土 10:00～18:00                           | 電話<br>面接 |
|                         | 女性のための法律相談                             |                                                             | 第2・第4木曜 13:30～16:30                                            | 面接       |
|                         | 女性のためのカウンセリング                          |                                                             | 毎週木曜 18:00～20:50                                               | 面接       |
| 男<br>性                  | ●京都市男女共同参画センター<br>男性のためのDV電話相談         | 075-277-1326                                                | 第2・第4火曜（祝日・年末年始を除く）<br>19:00～21:00（受付は20:30まで）                 | 電話       |



役場でも相談員がお話をお聴きします。まずは、お電話ください。

京都府 精華町役場 住民部 人権啓発課  
☎ 0774-95-1919